

事 務 連 絡

平成 2 5 年 3 月 1 3 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課 御中  
中 核 市

厚 生 労 働 省  
社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課  
社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課  
老 健 局 高 齢 者 支 援 課

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業における  
募集対象自治体の拡大と応援職員の再募集について

標記の事業については、福島県相双地域等の人材確保の状況に応じて、応援対象自治体の拡大や事業実施期間の1年間延長を行ってきたところ、事業者及び関係団体のご協力により、平成24年度末までに約150名（見込みを含む）の応援職員が福島県相双地域等の被災施設において活躍されています。

現在、平成25年4月～6月の応援期間に係る応募を行い、多くの応援のご意向をいただいたところですが、マッチングの結果、被災施設である特別養護老人ホーム及び老人保健施設のニーズに未だ十分に対応できておりません。

こうした状況を踏まえ、今般、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議において、近隣18県市<sup>(※)</sup>としている募集対象自治体を全国に拡大することとし、別添のとおり、実施要綱等の改正を行うとともに、当該期間に係る再募集を行うこととしました。

つきましては、新たに募集対象自治体となる都道府県等におかれましては、東京電力福島第一原子力発電所等の事故の影響により、離職した職員等の補充が進まず、施設が再開できない、又は利用定員を抑制せざるを得ないといった福島県相双

地域等の介護保険施設等の状況をご理解いただき、管内事業者等が当該事業に参加することができるよう管内市町村等関係者への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

また、近隣18縣市におかれましても、改めて管内市町村、事業者等へ周知していただき、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会及び財団法人日本知的障害者福祉協会と協力して取り組んでいる事業であることを申し添えます。

(※) 近隣18縣市

青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森市、秋田市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領の一部改正 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定 平成24年12月25日 一部改正 平成25年3月11日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領</p> <p>「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」(平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定)に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 募集対象自治体 <u>全国の自治体とする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>2の募集期間締切日後に当該期間に係る応援に関し、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">照会先 (略)</p>	<p style="text-align: right;">平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定 平成24年12月25日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領</p> <p>「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」(平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定)に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 募集対象自治体 <u>当面の間、当該地域の近隣県を中心に下記の18縣市とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森市、秋田市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市</u></p> </div> <p><u>なお、今後の状況に応じて、上記以外の自治体に拡大する可能性があり得る。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>1の募集対象自治体以外の自治体において、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">照会先 (略)</p>

(参考：改正後全文)

平成24年5月31日  
福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定

平成24年7月17日 一部改正

平成24年12月25日 一部改正

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

### 1 事業の目的

福島県相双地域、いわき市及び田村市の一部（以下「相双地域等」という。）の介護保険施設及び障害者支援施設等（※）においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

※ 以下3（2）施設種別の施設等を指す。

### 2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の介護保険施設及び障害者支援施設等（※）から応援可能な職員を募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

※ 以下4（3）対象施設の施設等を指す。

### 3 応援先の施設

#### （1）所在地

福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）、いわき市及び田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域（※）及び避難指示解除準備区域は除く。

※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。

#### （2）施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

#### 4 募集（応援）内容

上記3に記載する応援先の施設（以下「受入施設」という。）のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種
- (2) 応援期間 平成24年7月1日～平成26年3月31日の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

#### 5 コーディネーターの設置

- (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集（応援）内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整（マッチング）し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。
- (2) コーディネーターは、条件の調整（マッチング）に当たり、必要に応じて関係団体から意見を聴取することができる。
- (3) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、協力するものとする。

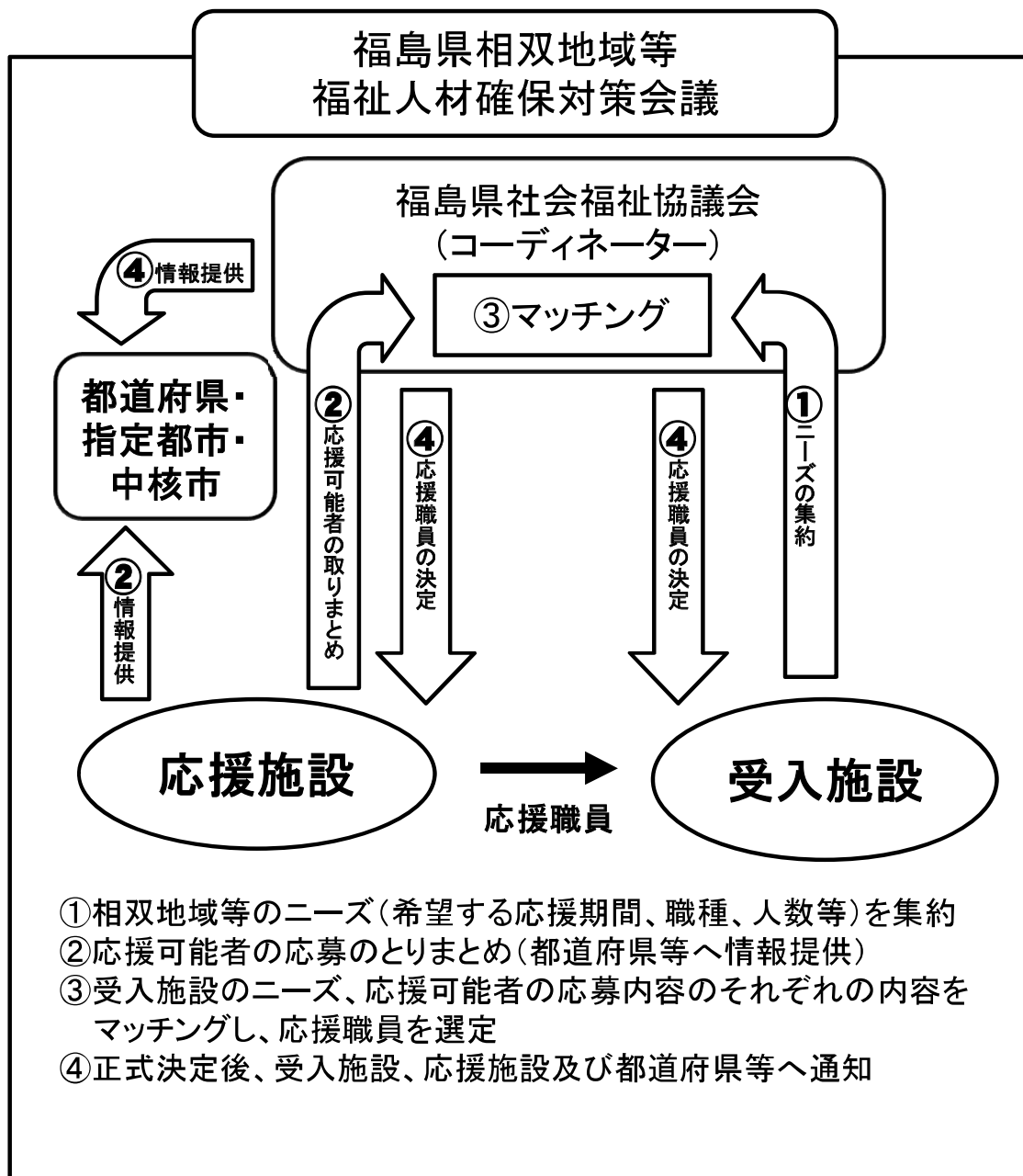
#### 6 費用

本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。

#### 7 その他

募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において調整する。

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



- ① 相双地域等のニーズ(希望する応援期間、職種、人数等)を集約
- ② 応援可能者の応募のとりまとめ(都道府県等へ情報提供)
- ③ 受入施設のニーズ、応援可能者の応募内容のそれぞれの内容をマッチングし、応援職員を選定
- ④ 正式決定後、受入施設、応援施設及び都道府県等へ通知

(参考：改正後全文)

平成24年5月31日  
福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定  
平成24年12月25日 一部改正  
平成25年3月11日 一部改正

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領

「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。

### 1 募集対象自治体

全国の自治体とする。

### 2 募集期間及び応援期間

今後の職員不足の解消状況を踏まえて対応するため、下記のとおり募集期間を区切り実施する。

区分	募集期間		応援期間
	開始日	締切日	
1	24. 6. 4	24. 6. 15	24. 7. 1～24. 9. 30
2	24. 8. 1	24. 8. 15	24. 10. 1～24. 12. 31
3	24. 11. 1	24. 11. 15	25. 1. 1～25. 3. 31
4	25. 2. 1	25. 2. 15	25. 4. 1～25. 6. 30
5	25. 5. 1	25. 5. 15	25. 7. 1～25. 9. 30
6	25. 8. 1	25. 8. 15	25. 10. 1～25. 12. 31
7	25. 11. 1	25. 11. 15	26. 1. 1～26. 3. 31

※募集期間等については、福島県社会福祉協議会HP (<http://www.fukushi.nakenshakyō.or.jp>)に掲載。

なお、上記応援期間後においても、依然として介護職員等の不足状況が改善されない場合は、改めて応援職員の募集を行うことがある。

### 3 募集（応募）方法

(1) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、管内に所在する介護保険施設及び障害者支援施設等に、別紙の「介護職員等応援可能者登録票」（以下「登録票」という。）を送付する。

- (2) 介護保険施設及び障害者支援施設等は、必要事項を記載要領等に従い記載後、登録票をコーディネーターである福島県社会福祉協議会へ送付（登録）するとともに、都道府県等に対し情報提供を行う。

#### 4 応援職員の決定

コーディネーターは、次の手順により応援職員を選定、決定する。

- (1) 相双地域等の受入施設のニーズと、送付された登録票のそれぞれの条件からマッチングを行い、応援職員を選定する。
- なお、マッチングに当たっては、関係団体から意見を聞くことができる。
- (2) すべての条件が合致している場合であっても、選定した応援職員の所属する施設を通じ、あらかじめ本人の意向を確認する。
- (3) 意向確認の結果、本人等の了解を得られた場合には、受入施設及び当該応援職員の施設（以下「応援施設」という。）に対し、受入施設名等、応援期間、現地での住居及び通勤手段を記載した「依頼状」を発行するとともに、応援施設の所在する都道府県等に対し情報提供を行う。

#### 5 応援に係る費用等について

当該応援職員の人件費については、平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いに基づき適切に対応するものとする。

また、応援職員の旅費、宿泊費及び通勤に要する費用については、福島県社会福祉協議会を通じ福島県が負担する。

#### 6 その他

2の募集期間締切日後に当該期間に係る応援に関し、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。

照会先

福島県保健福祉部高齢福祉課	024-521-7164
福島県保健福祉部障がい福祉課	024-521-7240
福島県社会福祉協議会	024-523-1256



## 福島県相双地域等における高齢者施設等に対する介護職員等の応援・受入にかかるQ&A

Q	A
<p>1 ・ 応援職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるのか) 【H23.3.25】</p>	<p>・ 現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地の受入施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。</p>
<p>2 ・ 職員が応援に行くことによって、施設配置基準を下回ることもよいか。その場合、報酬は、減算対象となるのか。 【H23.3.18】、【H23.3.22】</p>	<p>・ 利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減額対象とはなりません。</p>
<p>3 ・ 専門職種が異なる施設への応援もあり得るのか。</p>	<p>・ 可能な限りマッチングするよう調整したいと考えています。なお、マッチングに当たっては、高齢者支援施設と障害者支援施設等を区分けをしたうえで、応援施設・職員及び受入施設の意向を確認いたします。</p>
<p>4 ・ 応援職員について、1人あたりの応援期間はどの程度か</p>	<p>・ 応援期間については、原則3ヶ月程度をお願いしたいと考えていますが、2週間から応援可能な範囲内でお願いしたいと考えております。</p>
<p>5 ・ 実際に応援先で働く勤務先はどのような施設か。また、どの自治体で勤務することになるのか。</p>	<p>・ 応援先は、福島県相双地域等(4市、7町、3村)の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練施設を想定しています。また、マッチングに当たっては、応援施設及び職員双方の意向を確認いたします。</p>
<p>6 ・ 応援登録後のスケジュールについては、どのようになるのか。 ・ 今後応援可能な職員の取り扱いについて追加募集はあるのか。</p>	<p>・ 今後、相双地域等の要請を受けて調整を行い、その後応援をお願いすることになります。なお、現地の事情によっては、直ちに応援をお願いする場合、また、マッチングに時間を要することもありますのでご留意願います。 ・ 今回の調査は、当面の応援可能人数を把握するためのものです。今後、相双地域等からの要請があれば応援可能人数について、追加調査をしたいと考えています。</p>
<p>7 ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故による危険地域に行くことはないのか。</p>	<p>・ 現在、「警戒区域」と「避難指示区域」の概念は、「警戒区域」、「帰還困難区域」、「居住制限区域」(※)、「避難指示解除準備区域」、「計画的避難区域」に区分されています。今回の応援対象施設は、いずれにも該当しない地域に所在する施設であり、当該地域においては、地域住民の方も平常に生活されています。今回の応援は、危険な地域に行くものではありません。なお、当該地域の放射線情報については、こちらをご覧ください。 <a href="http://fukushima-radioactivity.jp/">http://fukushima-radioactivity.jp/</a> ※原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。 (参考) ・「警戒区域」…原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限している区域。 ・「帰還困難区域」…5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域 ・「居住制限区域」…年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域 ・「避難指示解除準備区域」…年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域 ・「計画的避難区域」…これまで放出された放射線量から計算して、事故後1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域。 注 避難をするのが望ましいとされる国際放射線量基準は20～100ミリシーベルト</p>

【 】書きのある質問は、過去に厚生労働省から発出している通知において方針を示しているもの(日付は通知発出日)